

大阪府後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第10号

令和7年4月20日現在の大阪府における選挙人名簿に登録されている者の総数による、大阪府後期高齢者医療広域連合に対する直接請求の要件となる請求権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和7年5月2日

大阪府後期高齢者医療広域連合
選挙管理委員会委員長 南川 佳子

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第291条の6第1項の規定により準用する法第74条第1項及び第75条第1項に規定する請求権を有する者の総数の50分の1の数

145,281

- 2 法第291条の6第1項の規定により準用する法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに法第291条の6第2項に規定する請求権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

1,008,001